契約者または利用者が亡くなられたことによる 解約のお手続き(「ahamo光」申出解約)のご案内

本お申込書の送付のみでは解約とはなりません。お申込書到着後、解約日および解約に伴う工事日について、ドコモインフォメーションセンターよりお客さまへご連絡させていただきます。

日頃、NTTドコモのサービス・商品をご利用いただき誠にありがとうございます。「ahamo光」申出解約の郵送によるお手続き*について、ご案内申し上げます。

*郵送での「ahamo光」申出解約のお手続きはご契約者様もしくはご利用者様死亡による解約の場合のみ承ります。

1.ご用意いただくもの

	書類	詳細			
1	【郵送用】「ahamo光」解約申込書	3ページ目の用紙に記入			
2	お申込みされる方の本人確認書類*1のコピー	運転免許証/運転経歴証明書*2、マイナンバーカード *3、在留カード+外国発行パスポート、身体障がい者 手帳/精神障がい者保健福祉手帳(障がい者手帳)/ 療育手帳			
3	ご契約者およびご利用者が亡くなられたことが 確認できる書類のコピー	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)/戸籍抄本(戸籍個 人事項証明書)*4、住民票*5、埋葬(火葬)許可証/ 法定相続情報一覧図の写し、			

- *1 本人確認書類は氏名、生年月日、現住所が記載されており、すべて有効期限内(有効期限の記載がない書類は、発効日から3ヶ月以内)のもの(運転経歴証明書を除く)。なお、現住所は、あらかじめ印字されているか、ボールペン等消せないもので記入されているものに限る。
- *2 交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります。
- *3 表面(顔写真あり)のみ郵送してください。「マイナンバー」が記載された裏面は郵送しないようご注意ください。
- *4 当該回線契約者が除籍された戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)または戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)。
- *5 当該回線契約者の死亡年月日が記載され、住民票登録が抹消された住民票。 「マイナンバー」を印字しないようご留意ください

【法定代理人からのお申込みの場合】

- 上記表①~③に加えて
- ④法定代理人の本人確認書類のコピー
- ⑤法定代理人であることが確認できる書類のコピー (法定代理人が親権者の場合は、ご契約者と同名字かつ同じお住まいであることが④で確認できれば、⑤は不要)

2.お申込書の送付先

〒151-8790

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-3 NTTドコモ代々木ビル 株式会社NTTドコモ ドコモインフォメーションセンター(受託会社 ドコモ・サポート)宛

3.その他

- 送付いただいた書類等はお返しできません。適正に廃棄させていただきますので、予めご了承ください。
- ●2ページ目のご注意事項をご確認の上、お手続きください。

総合お問い合わせくドコモ インフォメーションセンター>

ドコモの携帯電話からの場合:(局番なし)151(無料) 一般電話などからの場合:0120-800-000

【受付時間】午前9:00~午後8:00(年中無休)

解約に関する注意事項

- ・解約日以降の取消しはできません。
- ・「ドコモ光電話」「ドコモ光テレビオプション」等の「ahamo光」に関するサービスは廃止となります。
- ・NTT東日本・NTT西日本(以降、「NTT東西」とします)の提供する「ひかり電話」「フレッツ・テレビ」等の「ahamo光」に関連するサービスも自動的に解約となります。なお、その他の事業者が提供する「ひかりTV」「スカパー!(有料チャンネル)」等の「ahamo光」に関連するサービスの解約については、提供元の事業者にお申出ください。
- 「ahamo光」の解約と同時に「ahamo光」のプロバイダも自動解約となります。
- ・本お申込書の送付のみでは解約とはなりません。お申込書到着後、解約日および実際に回線を切断する工事日について、ドコモインフォメーションセンターよりお客さまへご連絡させていただきます。なお、解約の工事などは派遣工事となる場合があります。
 - ※「ドコモ インフォメーションセンター」 ドコモの携帯電話から: (局番なし)151 一般電話などから: 0120-800-000 午前9:00~午後8:00(年中無休)
- ・「ahamo光」の解約手続き後、回線の停止までに数日かかる場合があります。
- ・当社がお貸出しした機器の返却をお願いしたときは速やかにご返却願います。一定期間経過後、機器の返却がないお客さまについては、NTT東西より郵送によるお知らせまたは電話によりご連絡させていただきます。最終的に未返却の場合、機器相当額を請求させていただきます。
- ・ご契約者の死亡による申出解約のお手続きの場合、d ポイントクラブも退会となりdポイントも失効いたします。

ご利用料金のお支払いについて

- ・解約月の「ahamo光」の月額基本使用料については、日割計算されませんので1か月分の基本使用料を請求させていただきます。
- ・「ドコモ光電話」をご契約中の回線を解約された場合、解約月の「ドコモ光電話」の月額使用料とユニバーサルサービス料は日割りにて請求させていただきます。なお、解約日から工事日までの間に発生した通話料・通信料についても別途請求となります。
- ・「ドコモ光テレビオプション」をご契約中の回線を解約された場合、「ドコモ光テレビオプション」の解約月の月額使用料については、 日割計算されませんので1か月分の月額使用料を請求させていただきます。
- ・定期契約プランをご契約で契約期間内(契約満了月の当月・翌月・翌々月を除く)の解約の場合であっても、解約金はかかりません。
- ・解約日までのご利用分については、解約日翌月にご請求させていただきますので、口座振替またはクレジットカードによるお支払いをご利用の場合は、銀行口座またはクレジットカードの廃止・解約をされないようお願いいたします。 なお、以下の料金については、解約日翌月の定期請求に含まれず、解約日翌々月以降にご請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。
 - -解約日までの「ドコモ光電話」通話料
 - -お支払期限経過後に金融機関またはコンビニエンスストアなどへお支払いいただいた料金に対する延滞利息など
- ・「ahamo光」の工事料を分割でお支払い頂いている場合、またはNTT東西からの転用の場合でフレッツ光の工事料の分割払いの残債がある場合、解約の翌月に残債を一括で請求させていただきます。ただし、NTT東西からの転用の場合でフレッツ光工事料の分割払いの残債がある場合、契約月に「ahamo光」の解約を行うと、その翌々月に残債を一括で請求させていただきます。なお、NTT東日本の月額利用料割引を適用されている場合、解約月で割引は終了します。

docomo 【郵送用】「ahamo光」解約申込書

以下の枠内についてすべてご記入ください。

お申込み 年月日	2 0 年 月 日	お客さまID (必須) ※CAFまたはCOP	CAF									
			СОР									
ご契約者名	(フリガナ)	「ahamo光」と対に なる携帯電話番号	0 0	-			-					
		「ドコモ光電話」 電話番号										
	(フリガナ)	(契約している場合)										
ご利用者名		生年月日	大正·昭和 平成·西暦		年		月		日			
ドコモ光 設置場所 住所	(フリガナ)											
	(〒 -)		ご契約者 電話番号	()		-					
	(フリガナ)	ご契約者さま	・ご家族	者・父母	. 7 . 2	ОШ ()]				
お申込者名					里人	.1	OTE()1			
			ご連絡先 電話番号	()		_					
	(フリガナ)		※お手続き時の ご連絡先		,							
		ご 署名欄 ※お申込者ご本人がフルネームでご記入ください。										
ご連絡先 住所	(〒 -)											
		私は、上記サービス申込み内容がIP通信網サービス、音声利用IP通信網サービスの各契約約款、各ご利用料金ブラン・サービス等に適用される提供条件書などに基づき提供されることを承諾したうえで申込みます。										
備考欄												

お問い合わせ先〈ドコモ インフォメーションセンター〉 受付時間/午前9:00~午後8:00(年中無休)

【お申込み時の注意事項】

- ◆ 本お申込書の送付のみでは解約とはなりません。お申込書到着後、解約日および実際に回線を切断する 工事日について、ドコモ インフォメーションセンターよりお客さまへご連絡させていただきます。 なお、解約の工事などは派遣工事となる場合があります。
- ◆ 本申込書の記載内容が事実と相違することが判明した場合は、お手続きを中止させていただくことがあります。
- ◆ ご契約されているahamo光のオプションサービス(ドコモ光電話など)も一部を除き解約となります。
- ◆ 1~2ページ目の「契約者または利用者が亡くなられたことによる解約のお手続き(「ahamo光」申出解約)のご案内」を 必ずご確認ください。